コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Applied Co., Ltd.
最終更新日:2015年12月28日
アプライド株式会社
岡 義治
問合せ先:常務取締役 経営企画部長 坂井 雅実
証券コード:3020
http://www.applied-g.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、透明性が高く健全な経営体質の確立、そして事業環境に対応した迅速かつ的確な意思決定システムの構築を重要な経営課題として捉えております。
その一環として、取締役の任期を1年とし、毎年株主の皆様による信任の機会を設け、緊張感を持った経営を行っております。また、コンプライアンス(法令遵守)の強化・定着化を推進してまいります。
決算や重要な経営情報等については、IRポリシーに基づき、タイムリーかつ適切な情報開示を行い、また、ステークホルダーとの双方向コミュニケーションを行うことにより、経営の透明性を高め、市場との信頼関係構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新　10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社パム	623,000	46.09
アプライド従業員持株会	86,720	6.41
岡 義治	40,000	2.95
岡 美和子	40,000	2.95
株式会社西日本シティ銀行	33,600	2.48
島原 芳雅	30,000	2.21
若杉 精三郎	11,700	0.86
株式会社SBI証券	10,100	0.74
坂井 雅実	9,800	0.72
舩越 裕之	8,200	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無 更新　株式会社パム

親会社の有無 更新　なし

補足説明

(注)上記のほか、自己株式が82,641株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新　東京 JASDAQ

決算期 更新　3 月

業種 更新　小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新　100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新　100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新　10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、主要株主と取引を行う際は、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき十分な協議・交渉を行い、職務権限規程に基づき、取締役会において決議を行い、少数株主の保護に努めてまいります。また、当社では社外監査役2名を含む監査役は取締役会に出席し、監査役会にて適切な監査意見を形成するプロセスを経ることで、取締役の少数株主に配慮した職務執行を担保してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

該当事項はありません。

Ⅲ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	7名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置していない
定款上の監査役の員数 更新	4名
監査役の人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

＜監査役と会計監査人の連携状況＞
監査役は、会計監査人であるトーマツ監査法人と定期的に意見交換を行い、業務上や会計上の課題について情報を共有するように努めております。
＜監査役と内部監査部門の連携状況＞
監査役は内部監査担当より定期的に内部監査報告書の提出を受け、また、必要に応じて同行監査を行うなど常に連携を図っております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邉 祥行	他の会社の出身者													○
麻生 守	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邉 祥行	○	——	独立役員として指定している社外監査役の渡邉祥行氏は、金融機関における長年の専門経験と幅広い見識を当社の監査に反映して頂くため、社外役員として選任をお願いするものであります。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に

			基づき、独立役員として選定しました。
麻生 守		——	社外監査役の麻生守氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映して頂くため、社外役員として当社監査役をお願いしているものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　1名

その他独立役員に関する事項

当社は、監査役渡邉祥行氏を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新　実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

現在、ストックオプション制度は導入しておりませんが、今後の導入を検討中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

全取締役の総額を開示開示しております。平成27年3月期の取締役の報酬等は110,000千円であり、監査役の報酬等は8,200千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 報酬限度額（年額）は、取締役300百万円（使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額を除く）、監査役20百万円であります。
2. 使用人兼務取締役に対するh使用人給与相当額は支給しておりません。
3. 役員報酬などの決定方針
役員の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、会社の業績と社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は、取締役会で決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

当社は、監査役が株主の負託を受けた独立の機関として会社の健全な経営と社会的信用の維持向上に向けて取締役及び執行役員の職務の執行を十分に監査することができるよう、重要な会議への出席や内部監査担当との定期的な情報交換など、情報伝達体制の整備に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は取締役6名で構成し、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っております。監査役については2名を社外監査役とし、1名を常勤監査役として、取締役会等の重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化を図っております。
経営の執行にあたっては、業務執行に対する責任の明確化と意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用するとともに、各セクションの責任者が中心となって出席する戦略会議を月に1度開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行い、その協議に基づいて取締役会または代表取締役が意思決定を行っております。
当社の戦略会議には主要子会社の社長、経営幹部を参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行っております。また、グループ会社の管理機能を親会社である当社の管理部門に集約することにより、牽制機能を強化しております。
会計監査人には監査法人トーマツを選任しており、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談・確認を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。また、税務・法務関連業務に関しても、外部専門家と顧問契約を結び、随時アドバイスを受けております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は馬場正宏、内藤真一であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、平成27年3月期における会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他7名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会による監査機能をもつ監査役制度を採用しております。当該体制の採用理由は、監査役制度をより充実させることにより、経営活動に対する監査を強化し、株主様及び投資家の方々の信頼にお応えするコーポレート・ガバナンス体制が実現できると判断したためであります。
当社では、当社事業に精通した取締役により取締役会を構成し、取締役会では、取締役相互で各自の業務執行の状況確認と牽制を行い、監査役がその牽制機能の働きを確認しております。さらに、経営監視機能の客観性及び独立性を確保するため、監査役3名中2名を社外監査役で構成することにより、社外の視点を取り入れることにしております。
このような取り組みにより、経営に対する監視機能を確保し得ると考えておりますので、当社では社外取締役を選任せず、現状の体制を採用しております。
しかしながら、当社といたしましても、経営への監督を一層強化するための社外取締役の選任の有効性に関する近時の議論を踏まえ、現在、社外取締役の候補の選定を行っておりますが、取締役として重要な経営上の意思決定に参加していただく以上、企業経営への理解を有した方である必要があります。また、経営への客観的な意見をいただくため、当社経営者からの独立性を有する必要があると考えております。
現時点においては、これらの要件を満たす適任者の方の選定に至っておりませんが、引き続き当社といたしましては、社外取締役として適切な人材の確保に向けて充分検討を行ってまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会後に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および株主総会後に開催しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	常務取締役経営企画部長　坂井雅実 Tel:092-481-7801	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、各種ステークホルダーの立場を尊重し、その信頼を獲得していく指針としてコンプライアンスの最も基本的なグループ統一のルールである「アプライドグループ行動規範」を規定し、その実践・遵守に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させるためにはコーポレート・ガバナンスを強化、充実させることが重要な経営課題の一つであると認識しており、そのために、内部統制システムを整備し強化することが不可欠であり、その基本方針を次のとおり定めております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）行動規範やコンプライアンス規程等を設け、取締役、使用人が、法令、定款その他社内規程および社会規範等を遵守して職務を執行する体制の維持、向上を図る。
（2）法令、定款その他社内規程および社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
（3）取締役、監査役、内部監査部門は、協力してコンプライアンスに関する社員教育を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1）取締役会議事録、稟議書、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、インサイダー取引防止規程、顧客情報管理規程等に従って適切に保存、管理する。
（2）取締役及び監査役は保存、管理されている文書をいつでも閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）事業活動に係る様々なリスクの発生を未然に防止し、万一リスクが発生した場合に迅速、的確に対応するため、各種リスク管理規程を整備してリスク管理体制の構築を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
（1）定例取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により付議基準に該当する事項はすべて取締役会に付議する。また、取締役会においては各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。
（2）業務の適正な運営と効率化を図るため、職務権限規程や業務分掌規定程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化する。また、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行なわれる体制の構築を図る。
（3）執行役員制度を採用することにより業務のスピードアップを図る。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社の経営管理は、その自主性を尊重しつつ社長室により、管理、指導を行う。
（2）アプライドグループ規範を制定して、経営基本理念やリスク管理基本方針、コンプライアンス基本方針等を共有する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、内部監査部門及び経営企画部に監査役の職務の執行の補助を依頼することができる。
（2）監査役の求めにより監査役補助者として配置した場合の異動、懲戒、人事考課等については、監査役の意見を尊重する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項
（1）会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは監査役に報告する。
（2）法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはその恐れがある場合は、監査役に報告する。
（3）内部監査部門の内部監査の結果は監査役に報告する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席することができるほか、議事録や稟議書等の重要な書類を閲覧し、取締役または使用人に対してヒアリング等を行うことができる。
（2）監査役は、代表取締役および会計監査人と定期的に意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、
・会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないこと
・役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示すこと
を基本姿勢としております。

これらの基本姿勢に従い、当社では、経営企画部を窓口とし、反社会的勢力からの利益供与の要求や民事介入暴力等に対し組織的な対応によって要求等を拒否することをグループ全体関係部署、関係会社に周知しております。また、必要に応じて経営企画部から不良情報等を発信・報告することにより、関係各部署・各課や関係会社における対応策を検討できるような仕組みとしており、グループ全体で反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対処を図ることができるように心がけております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新 なし

該当項目に関する補足説明

——

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

——

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新　　なし

該当項目に関する補足説明

——

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

——

